

議 事 録

第 28 回 定 例 総 会

令和元年 11 月 11 日

太田市農業委員会第28回定例総会議事録

開会日時 令和元年11月11日(月) 午後2時
閉会日時 令和元年11月11日(月) 午後3時15分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (21人)
1 藤澤武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治
9 小林 良孝 10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶
13 山田 清作 14 高柳 章 16 新井 章夫 17 清水 由紀江
18 武内 満 19 藤本 富久 20 茂木 利子 21 片亀 昌子
22 中村 薫

欠席委員 (1人)
15 石原 孝志

出席職員 (7人)
富宇賀局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理
青木主任 野村主事

会議に付した事項
議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 競売農地の買受適格証明願について(3条) (会長)
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第28回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、出席の委員21名、欠席の委員1名で
ございます。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立すること
をご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ござ
いませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、13番 山田清作 委員 と 14番 高柳 章 委員のお二
人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任
を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報
告願います。

事 務 局 申し訳ございませんが、まず、議案書16ページ、17ページをお開き
ください。報告第2号の表の見出しの欄、一番左側に整理番号とあり
まして、その右側は空白になっております。「届出者」と16ページ、

17 ページ、両方、記載をお願いいたします。

続きまして、18 ページ、19 ページ、20 ページとまた同じような表の欄のところ、報告第3号です。こちらの整理番号の右側の2マスの記載が漏れておりました。上の段に「届出者」、下の段に「譲受人」と記入をお願いいたします。

最後に3点目ですが、24 ページをお開きいただければと思います。報告第5号の4行目「報告いたします」の後に「計5筆」とありますが、こちらにつきましては削除をお願いいたします。修正が多く大変申し訳ございませんでした。よろしくをお願いいたします。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 緑町の土地 計2筆 2,060 m²について、事業計画が中止となったため、許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 議案1号につきましては、平成30年4月9日に既に店舗用地として許可された案件ですが、事業計画中止となったために、許可を取り消したい旨の申請です。現地は農地であり、取り消しについては問題なしと地区協議会で判断しましたが、再度審議のほどお願いをいたします。この件につきましては、議案第6号14番と関連しています。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は8件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田市野井町の土地 畑 1,110 m² 外5筆 計6,943 m²、農地を譲り受け、農業に精進したい。

2番 龍舞町の土地 田 3,549 m² 外2筆 計4,980 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

3番 龍舞町の土地 田 5,067 m² 外1筆 計10,050 m²、父より農地を譲り受け、農業に精進したい。

4番 吉沢町の土地 畑 297 m² 外9筆 計3,453 m²、農地を取得し、芝、野菜、果樹の栽培を行い、隣接のゴルフ場に販売したい。

5番 世良田町の土地 畑 2,659 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

6番 新田中江田町の土地 畑 69 m²、袋地である農地への通作路として利用している農地を取得したい。

7番と8番については譲受人が同一であり、関連がありますので一括して説明いたします。新田上田中町の土地 畑 1,983 m² 外1筆 計4,604 m²、区分地上権を設定し、営農型太陽光発電施設を設置したい。

1番から6番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、7番、8番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満

たす必要がありませんので、問題ないと考えます。
以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議 長 事務局からの提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。

12番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告させていただきます。贈与人は高齢となりましたが、米麦を主力に野菜にも力を入れ、農業経営を行ってまいりましたが、このたび、後継者である長男と妻に所有のうちの一部を贈与することによって、なお一層の家族経営を実現したいための申請であります。現状の耕作も受贈人である2人が頑張っているため、本件の所有権移転は問題ないと思われ、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定をいたしました。

20番委員 番号3番の農地性について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果を報告いたします。
現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、第1地区協議会及び第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番から4番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき

調査した結果、譲受人は農地を譲り受け、経営規模を拡大したいということ。必要な農機具等も所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

続きまして、3番の譲受人は、父より農地を譲り受け、農業に精進したいということ。必要な農機具等も所有しており、周辺は水田のため、周辺農地への支障もなく、問題はないと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

1 番 委 員

次に、番号4番の10筆については、吉沢ゆり園の跡地及び周辺隣接地の申請です。かねてより申請が続いている土地で、相続等で結論を得たところの順次許可申請しているものです。譲受人は芝、野菜、果樹の栽培、販売を行う予定で、既に許可を受けている部分は整地等も進んでおり、周辺の環境も考えあわせ問題なく、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定をいたしました。再度ご審議のほどお願いをいたします。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号2番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号2番から4番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号5番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 4 番 委 員

5番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

譲受人は、譲渡人である破産管財人より申請用地を取得し、経営規模を拡大するものです。現地を確認した結果、申請地は譲受人の住宅のすぐ西隣で、耕作等において便利で作業効率も良いことから取得するものです。譲受人は現在、稲、ネギ、ゴボウ等を2町ほど作付してお

り、農機具もトラクター70馬力1台、35馬力2台、管理機3台、コンバイン、乾燥機等も所有しており、以上のことから地区協議会において問題もないことから、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定をいたしました。
再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま、第4地区協議会より番号5番について報告がありましたが、
委員 ご意見、ご質問等ございますか。
議 長 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番委員 番号6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は袋地である農地への通路として利用している農地を取得したいとのこと。現地を確認したところ、北、東、南は畑、西は道路になっており、周辺農地への支障もなく、問題は無いものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。
再度ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号6番について報告がありましたが、
委員 ご意見、ご質問等ございますか。
議 長 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 多数)
- 議 長 賛成多数でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 番号7番と8番の区分地上権の設定については、権利が設定される農

地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際にあわせて審議するものといたします。

議長 続きまして、議案第3号 競売農地の買受適格証明願が会長宛てにあったので、決定を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 緑町の土地 田 2,355 m²、農地として利用、競売の執行機関は太田市、競売の期日は令和元年11月21日です。なお、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。また、第2地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。なお、1番委員は議事に参与することができませんので、退室をお願いします。
(1番委員 退出)

3番委員 1番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請人は農業に精通し、必要農機具も所有していて、現在、健康な状態で農作業に常時従事し、耕作面積91aの耕作地を有し、対象地を含めた全ての耕作地を効率的に利用できる状態であり、経営規模の拡大を図りたいということから、買受適格者として認められると意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしく願います。

13番委員 農地性について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地調査をしたところ、農地のため特に問題もなく、許可相当と意見

決定いたしました。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいま、第3地区協議会及び第2地区協議会より番号1番について
委員 報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
議 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番に買受適格証明書を交付することに賛成の方の挙手を求めま
す。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番について買受適格証明書を交付す
ることに決定いたします。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた
者が最高値買受申出人または次順位買受申出人となり当該申請書を提
出した場合において、農業委員会の会長が交付時と事情が異なってい
ると認めるときを除き、許可といたします。

議 長 1番委員は入室してください。
(1番委員 入室)

議 長 続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請が会長
宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は3件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 1,195 の内 392 m²、農地区分については、「宅地
化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農
地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件におい
て、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

埋蔵文化財試掘調査として一時転用するものです。

2番 鶴生田町の土地 174 m² 外1筆 計 299 m²について、農地区
分については「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」の理
由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可と
なりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規

定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

3番 徳川町の土地 179 m²、外1筆 計197 m²、農地区分 第二種、農業用物置・車庫用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

1 1 番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、太陽光発電施設の設置の5条農地転用に際して、計画地が文化財埋蔵地のため試掘が必要で、一時転用申請をしたものです。南、西、北は宅地、東は申請者の農地で、周辺の農地には支障ないものと思われ許可相当と意見決定をいたしました。再度ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

1 8 番委員 2番について報告いたします。申請地を平成20年に相続しましたが、昭和22年ごろから住宅地として使用していた土地の中に299 m²の農地があることを知らずに使用していました。引き続き、宅地として使用したいため、是正し、転用を望んでおります。現地を確認したところ、周囲は宅地となっております。周辺農地への支障もなく、農業委

員会会長宛てに始末書が添付してありますので、第3地区協議会として許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 長 ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。

議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 長 続いて、番号3番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

14番委員

3番について調査した結果を報告します。申請地は住宅敷地の南側の隣接地にあり、祖父の代より牛舎などが置かれ、長らく農作業用車庫として利用してきましたが、調査を行ったところ、農地法の許可を得ていないことが判明しました。申請人は農地法の許可を得ていないことに深く反省し、是正して宅地利用を継続するものです。地区協議会で申請人の是正申請措置に対する始末書の提出等があることから、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議長 長 ただいま、第4地区協議会より番号3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。

議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 藪塚町の土地 160 m²について、貸家住宅用地として計画変更するものです。以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 第6地区協議会で許可基準チェックリストに基づき、現地確認等調査を行いました5号1番について、平成16年3月に一般住宅用地として許可を得たが、実行できなくなり、貸家住宅用地へ計画変更するものです。現地を確認したところ、北と南は農地、東は道路、西は住宅となっており、周辺農地に対する支障もなく、承認相当と意見決定しました。これは議案第6号27番と関連しております。
再度ご審議のほどよろしく願います。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は28件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数28件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 331 m²、農地区分につきましては、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で、概ね10ha未満の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては説明を省略させていただきます。一般住宅用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 310 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林北町の土地 337 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 沖野町の土地 1,504 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

5番 上田島町の土地 503 m² 外1筆 計1,192 m²、農地区分 第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として転用するものです。

6番 新道町の土地 798 m² 外2筆 計1,472 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

7番 別所町の土地 田 250 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

8番 矢場新町の土地 田 420 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 矢場新町の土地 田 419 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 台之郷町の土地 畑 276 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 台之郷町の土地 畑 400 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 台之郷町の土地 畑 347 m²、農地区分 第二種、一般住宅用

地として転用するものです。

13番 龍舞町の土地 227 m² 外1筆 計343 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 緑町の土地 1,473 m² 外1筆 計2,060 m²、農地区分 第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で国県道の沿道の区域内に設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

店舗用地として転用するものです。

15番 大鷲町の土地 455 m² 外1筆 計492 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

16番 西長岡町の土地 259 m² 農地区分 第二種、露天駐車場・資材置場用地として転用するものです。

17番 尾島町の土地 720 m²、外7筆 計5,402 m²、農地区分 第二種、太陽光発電用地として転用するものです。

18番 堀口町の土地 499 m² 農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 出塚町の土地 1,250 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

20番 徳川町の土地 321 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 新田反町町の土地 958 m²、農地区分 第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

資材置場・駐車場用地として転用するものです。

22番 新田市野井町の土地 760 m² 外1筆 計1,204 m²、農地区分 第一種、露天資材置場用地として転用するものです。

23番 新田市町の土地 314 m² 外1筆 計749 m²、農地区分 第一種、露天駐車場用地として転用するものです。

24番 新田上田中町の土地 1,983 m²の内0.408 m²、農地区分は「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき区域内の農地」の理由から農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同

様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

25番 新田大根町の土地 2,621 m²の内0.408 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

26番 新田大根町の土地 941 m²、農地区分 農用地、工所用駐車場・仮設事務所・資材置場用地として一時転用するものです。

27番 藪塚町の土地 160 m²、農地区分につきましては、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には藪塚駅から 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

貸家住宅用地として転用するものです。

28番 大原町の土地 1,321 m² 外3筆 計 2,109.39 m²、農地区分 第一種、工場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から7番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員

1番から3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号1番及び2番の申請内容はほぼ同様であり、譲渡人が同一の1筆を分筆した申請地のため、一括して報告いたします。

番号1番、2番の申請人は、太田市内の賃貸アパートに住んでおり、以前から戸建て住宅を検討しており、資金の都合もついたので、住環境の良い申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の東側は畑、南側は道路と水路を挟んで宅地、北側は宅地及び畑、西側は既存の宅地及び墓地となっており、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

続いて、番号3番の申請人は、借家に住んでおり、子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭になったため、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、南側は道路を挟んで宅地、東、西、北は開発が予定されていると思われる田となっており、その東側は最近転用された宅地であり、周辺農

地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。
番号1番から3番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

10番委員

番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。

譲受人は製造業を営んでおり、工場の増設に伴い、従業員用の駐車場が縮小されたことから、社屋に近い申請地を取得し、駐車場用地として利用したいとのことです。現地を確認したところ、周囲の西側は田、東側は市道、北側と南側は先月に転用申請があった土地となっております。したがって、周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号5番について、当地区協議会で基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は介護事業を営んでおり、施設の増設に伴い、社員及び面会家族の駐車場が不足していることから、申請地を取得し、露天駐車場として利用したいとのことです。●●●番地の現地確認をしたところ、周囲の西側は畑、東側は市道、北側は宅地、南側は田となっております。また、●●●番地の周囲は、西が市道、東と南が宅地、北が用水路を挟んで露天駐車場となっております。したがって、周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

4番と5番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

12番委員

続きまして、6番と7番を引き続いて報告させていただきます。

まず、6番について、譲受人は大原町にて土木建築業を営んでおり、業務拡張に伴い、資材置場が不足となり、幹線道路沿いの申請地を露天資材置場として購入するものであります。現地を確認したところ、申請地の東は住宅及び物置、南は住宅と畑、西は畑であります。北については今後購入予定であります。現状物置と住宅になっております。購入後につきましては、一部フェンスを設けることによって周辺農地には支障を及ぼさないという計画になっていることから、本件は許可相当と意見決定をいたしました。

続きまして、7番について報告させていただきます。譲受人は申請地の道路を挟んで北側で自動ドア及び鋼製建具等の加工販売を従業員24名で行っておりますが、現状の会社内駐車場では大型トラック等の進入によって駐車スペースが少なく困っておりましたが、申請人のすぐ南の土地を駐車場として購入できることになりました。現地を確認したところ、申請地の北側は市道、東、西、南は全て宅地で住宅が建

- 設されており、農地には接しておりません。よって、周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定をいたしました。
- 再度ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 議長 番号1番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から7番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号8番から14番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8番委員 8番から12番について、許可基準チェックリストに基づいて調査した結果を報告いたします。
- 8番ですが、申請人は借家に住んでおり、資金調達ができたので申請地を取得し、自己の住宅を建築したい。現地を確認しましたが、周りは住宅で北側に農地がありますが、休耕地で農地への支障も特に問題はありませぬので、許可相当と意見決定しました。
- 続きまして9番ですが、東側は8番の農地に隣接しておりまして、南側は道路で周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
- 続きまして10番ですが、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したい。現地を確認しましたが、西側は道路、南側は住宅地で、東側は11番の申請地、北側は農地ですが、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。
- 番号11番、譲受人は県営住宅に住んでおりますが、資金調達ができましたので、申請地を取得し、自己の住宅を建築したい。現地を確認しましたが、申請地は10番の東側であり、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。
- 12番、譲受人はアパートに家族4名で生活していますが、子どもたちの成長に伴い、住環境に適している申請地を取得し、自己の住宅を建築したい。現地を確認しましたが、周りは住宅で東側に家庭菜園的な

農地がありますが、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

9 番 委員

番号13番について、譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、妻の実家に近い申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、東と南は道路、西は宅地、北は畑で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほどよろしくお願い致します。

1 番 委員

続いて14番をご報告いたします。

本日、議案1号の1番にて許可申請を取消し、新たにここに申請するものです。申請人は、ドライブイン機能を兼ね備えたコンビニエンスストアを設置するための店舗用地として買い受けるものです。場所は、県道足利伊勢崎線に面し、集客が見込めるなどが申請理由ですが、現地調査した結果、東は道路を挟んで住宅、西、北は道路、南は水路と水田、その水田にも影響はなく、地区協議会で許可相当と意見決定しましたが、再度ご審議のほどお願いいたします。

議 長

ただいま、第2地区協議会より、番号8番から14番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号8番から14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号8番から14番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号15番と16番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3 番 委員

15番、16番について報告します。

15番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請法人はゴルフ場を経営しており、現在、従業員専用駐車場を有しては無く、従業員も来客者の駐車場を利用していますが、近年、来場者の増加に伴い、駐車スペースが逼迫している状態です。より多くの来場客用の駐車場を確保するため、申請地を譲り受け、従業員駐車場に転用するものです。平成21年に本件とは別の農地を転

用申請にて従業員駐車場に転用する許可を得ましたが、当時、ゴルフ場の経営状況が困窮し、余儀なく売却に至り、今回、宅地を挟んだ別の申請地を再度許可申請するものです。今回の申請がゴルフ場の再生と発展に寄与するものとして大変重要な案件として始末書を添付し、申請するものです。申請地の周囲は、西、北側は市道、南側が道路、東側が宅地で、現地確認したところ、周辺農地には支障ないため、許可相当と意見決定しました。

続いて16番は、申請人は建設業を営んでおり、駐車場、資材置場が不足していることから、申請地を取得し、露天駐車場・資材置場として転用するものです。周囲は南、西は道路、東、北側は宅地であり、現地確認した結果、周辺農地には支障がないので、許可相当と意見決定しました。

15番、16番について再度ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号15番と16番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号15番と16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号15番と16番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号17番から20番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

22番委員

第4地区協議会で調査した結果を報告いたします。

17番、太陽光発電を目的とした申請であります。譲受人である法人は太陽光発電事業を営んでおります。現地を確認したところ、現地は人が入れないほどのつる草等が生えておりました。西は、前回、太陽光発電を申請した土地、北側は石田川の堤防、南側は未耕作地で、東側は耕作放棄地があります。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

続いて18番、分家住宅の申請であります。申請人は借家に住んでおり、子どもの成長により手狭になったため、申請地を母親から借り受け、自己の住宅を建設するという申請であります。現地を確認したところ、

東側は、隣の工場の作業所が建っております。南側は道を挟んで住宅、西、北は申請人の親の土地であり、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

14番委員

続いて19番について、許可チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

申請人は、太陽光発電売電事業を営んでおり、申請地を取得して太陽光発電設備を建設するものです。現地を確認した結果、申請地の北側は道路を挟んで畑、西側は道路を挟んで住宅及び畑、南側は畑、東側は住宅及び太陽光発電になっております。周辺農地への支障も問題ないことから、当地区協議会で許可相当と意見決定しました。

続きまして、20番について許可チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請人は借家に住んでおり、実家の隣接の申請地を父から借り受けて自己の住宅を建築するものです。現地を確認した結果、申請地の北側は実家の住宅で、西側は畑、南側は早川の堤防になっております。東側は、先ほど議案第4号3番の転用是正を行った住宅で、その東側は道路になっております。周辺農地への支障も問題ないことから、当地区協議会で許可相当と意見決定しました。

再度、番号17番から20番についてご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号17番から20番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号17番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号17番から20番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号21番から26番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号24番と25番につきましては、議案第2号、番号7番と8番の農地法第3条の区分地上権についてあわせて報告願います。

20番委員

議案第6号、番号21番から23番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

初めに、番号21番について報告いたします。譲受人は鉄鋼販売工事業を営んでおり、事業拡大や事務所増設に伴い、申請地を取得し、不足する資材置場及び駐車場として使用したいとのことです。現地を確認したところ、北と東が農地、南と西が道路となっております。農地との境にはフェンスの設置をし、勾配もつける予定となっていることから、周辺農地への支障もなく、問題ないものと考え、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号22番について報告いたします。譲受人は土木建築業を営んでおり、申請地を借り受け、不足している資材置場として使用したいとのことです。現地を確認したところ、北が住宅、東は畑を挟んで住宅、南は道路、西が住宅と畑となっておりますが、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号23番について報告いたします。譲受人は製造業を営んでおり、業務拡大に伴い、既存の駐車場では手狭になったことから、申請地を借り受け、不足している駐車場として使用したいとのことです。現地を確認したところ、北が調整池を挟んで新田東部工業団地、東が申請人の駐車場、南が畑と防風林、西が駐車場となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定いたしました。21番から23番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

2 番 委員

続いて24番から26番まで報告します。

初めに、議案第2号7番、8番について調査した結果を報告します。譲受人は営農型太陽光発電設備を設置することに伴い、区分地上権を設定するものです。現地を確認してきましたが、農地のため、特に問題なく、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、各項各号の要件を満たす必要がないことから問題なしと意見決定しました。

続いて、議案第6号24番、25番について報告します。

先ほど報告しました議案第2号7番、8番と関連した案件です。譲受人、譲渡人ともに同一のため、あわせて報告します。

譲受人は代表の義理の母が所有する申請地を借りて営農型太陽光発電設備を設置することで、売電収入による営農基盤の強化を図るものです。現在、申請地には牧草が作付されており、営農型発電設備下部の農地でミカンの作付を行う予定です。なお、耕作者である譲渡人は認定農業者であるため、10年間の設定となっております。営農型太陽光発電設備については、高さ2.24mのアルミの台の上に太陽光パネルが設置され、支柱はスクリー基礎で設置されることから、容易に撤去

できるものであります。遮光率は 52.49%ですが、ミカンの栽培には問題ないという資料が添付されていることから、下部の農地の作付に支障がないと判断しました。また、近隣農地の所有者から同意書も得られていることから、周辺農地への支障もなく、問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

続いて 26 番について報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、公共事業の受注に伴い、申請地を借り受け、不足する工事用の駐車場、仮設事務所、資材置場として利用するため、一時転用の申請を行うものです。現地を確認したところ、申請地の周辺については西と北側は道路、その他は田となっておりますが、十分注意して施工し、何か支障が生じた場合は譲受人において早急に対処するとのこと。周辺農地への支障もなく、問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

24 番から 26 番及び議案第 2 号 7 番、8 番について再度ご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま、第 5 地区協議会より、番号 21 番から 26 番及び議案第 2 号、番号 7 番と 8 番の農地法第 3 条の区分地上権について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 21 番から 26 番及び議案第 2 号、番号 7 番と 8 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 21 番から 26 番及び議案第 2 号、番号 7 番と 8 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 27 番と 28 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6 番委員 番号 27 番と 28 番について、地区協議会で許可基準チェックリストに基づき、現地確認等の調査を行いました。
27 番について報告します。譲受人は駅から近く、住宅として需要の見込まれる申請地を取得し、貸家住宅として使用したいというものです。現地を確認したところ、周囲は西が住宅と駅、東は道路、北と南は畑となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しまし

た。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

5 番 委員

続きまして、番号 28 番について、譲受人は現在、申請地の隣接地にて主に木材の産業廃棄物中間処理業を営んでおり、需要の増加に伴い、工場施設が不足しているため、申請地を取得し、工場の増設を行いたいとのことです。現地を確認したところ、周囲は東が譲受人の所有する工場、南、西が道路、北は道路を挟んでハウスがありますが、このハウスでの営農者の承諾書が添付されており、よって周辺農地への支障はなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

ただいま、第 6 地区協議会より、番号 27 番と 28 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 27 番と 28 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 27 番と 28 番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可証の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取り扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長

以上で、審議は終了いたしました。次の報告第 1 号は先月農業会議に意見聴取した 10 月分の許可証の取り扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規定第 3 条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第 2 条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長

続いて、報告第 2 号から第 5 号まで、一括して事務局より報告を求めます。

事 務 局

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に

ついて6件提出されております。

内訳につきましては、田4筆、1,100.00㎡、畑6筆、計6,284.00㎡、計10筆、7,384.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について18件提出されております。

内訳につきましては、20ページをごらんください。田8筆4,486.00㎡、畑16筆4,055.00㎡、計24筆、8,541.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は13件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は10件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議	長	ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等についてご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	質問等もないようですので、以上で第28回定例総会を終了します。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和元年11月11日（月） 午後3時15分